

令和6年度 第2回 白石警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和6年9月17日(火)午後1時30分から午後4時10分までの間
開 催 場 所	北海道札幌方面白石警察署 大会議室
出 席 者	協議会委員 7名(定員10名) 会 長 矢 部 和 彦(議 長) 委 員 末 廣 恵 子 栗 原 眞由美 中 島 代 博 渡 辺 早久恵 豊間根 一 雄 田 中 喜久美 警 察 署 員 6名 署 長 村 中 俊 治 副 署 長 諏訪田 義 幸 刑事・生活安全官 佐 藤 敦 地 域 官 平 池 充 交 通 官 浜 口 孝 志 警務課長 古 川 善 大
開 催 状 況	
1 会長挨拶 2 署長挨拶 3 協 議 (1) 治安情勢等の説明 令和6年8月末現在の ・ 刑法犯の認知・検挙状況 ・ 特別法犯の検挙状況 ・ 少年犯罪の検挙人員・少年補導の状況 ・ 暴力団犯罪の検挙状況 ・ 特殊詐欺の発生状況 ・ 交通事故の発生状況 について説明 (2) 協議事項 ア 夜間パトロールについて 【委員意見】 公園・空き地・廃屋周辺などは、特に重点的に巡回パトロールをお願いしま	

す。

また、自転車の所有者や登録確認も引き続きお願いします。

【警察回答】

当署のパトロールについては、昼夜間を問わず事件・事故の状況を考えパトロール箇所を選定し、計画をたて柔軟に運用しております。

パトロールは、地域住民の皆さんの安心・安全を守るため、治安維持に大変重要なもので、制服警察官やパトカーの姿を見せることで犯罪の抑止にもなりますし、職務質問による犯罪の検挙にもなっております。

質問にもございましたが、パトロール箇所には公園や空き地、更には人気のない廃屋等も当然、パトロールの対象となっておりますので、希望があれば遠慮なく自宅近くの交番へご連絡ください。

当署は、昨年1年間で管内の自転車盗が450件発生しており、活動期に入った今年の春から自転車盗抑止に向けパトロールを重点的に強化し、発生の抑止や自転車盗の検挙にも至っております。

この職務質問の際には、自転車の防犯登録や車体番号も確実に確認し、不審点の有無を確認させて頂いております。

また、今月は白石神社例大祭において挙署体制で警戒警備を実施し、会場周辺で白石区区外から来ていたバイクの無免許運転を検挙しています。

更には、パトロール中の職務質問により発生間がない性犯被疑者の逮捕、加えて、バイク騒音の少年をパトロール中に発見し、無免許運転で検挙もしており、パトロールによる犯罪抑止活動をこれからも推進してまいります。

イ 少年の非行防止について

【委員意見】

○ 生まれた時から悪い子はいません。やはり幼少期、両親にどれだけ愛されて育ったのかという事が重要と思います。

子供には、常識やルールをしっかり学ばせ、社会に迷惑をかけない道徳心を植え付けていきたいものです。

○ 犯罪を犯す少年は、家庭に問題を抱えている場合があります。

寄り添う大人が一人いるだけで、犯罪を抑止することができます。

警察の方々にも是非、少年たちに寄り添ってほしいと思います。

○ 学校と連携して「非行防止教室」を実施してもらいたい。

とても良い制度だと思います。

【警察回答】

ここ数年、両親から少年に対する身体的な虐待のほか、両親のDVなど少年が目撃する心理的な虐待が増加しており、そのような家庭環境は少年の健全な育成にとって良いとは言えません。

警察では、事件化などの対応のほか、児童相談所への通告を実施し他機関にも当該家庭への介入をお願いしているところであります。

また、学校や教育委員会と連携をして、非行防止教室・薬物乱用防止教室・自分の大切さを実感させる教室・命の大切さを学ぶ教室等を行い少年の非行防止や犯罪から守る活動を行っています。

自分の大切さを実感させる教室においては、少年サポートセンター職員が実際に扱った事例を通じて非行に及ぶ背景を伝え少年の自尊心を高めることによ

り、少年の非行及び犯罪被害の防止を図り、命の大切さを学ぶ教室においては、犯罪被害者等及び警察官の講話を通じて、被害を受けた方々の心の痛みや被害者支援の必要性を認識することにより、犯罪被害者等への理解の促進や社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成、規範意識の向上を行っております。

今後も継続して、小学校等において防犯講話を実施するなどし、警察だけでなく、社会全体での支援体制の連携と強化に繋げていきたいと思っております。

ウ 警察犬の活動等について

【委員意見】

先日4歳の行方不明の男子を警察犬が発見した旨の報道がありましたが、警察犬の頭数や活動の状況を教えていただければと思います。

また、可能であれば訓練の様子を見学させて頂きたい。

【警察回答】

警察犬の運用には、直轄警察犬制度と嘱託警察犬制度があり、直轄警察犬制度とは、警察が飼育管理のうえ訓練を実施し犯罪捜査等に活用しており、現在犯罪捜査犬として6頭を管理運用しております。

嘱託警察犬制度とは、北海道警察で実施している警察犬審査会において合格をした犬及び指導手に1年間嘱託して、事件発生の際に出動要請をして活用するもので、犬の飼育は所有者などが行っています。

昨年の活動状況については、全道で約610件の出動を行っており、本年8月までの当署における出動（直轄警察犬）件数は、25件で、その大半が行方不明者の捜索となります。

訓練の見学については、施設の都合もあり見学できないことから、訓練状況の動画をご覧ください。（訓練状況の動画視聴）

(3) 音楽隊見学（音楽隊活動状況の動画視聴・音楽隊ドリル演奏）

ア 質疑応答

【委員質問】

ほかの県警にも音楽隊はあるのですか。

また、道外での活動もあるのですか。

【警察回答】

他県警にも音楽隊はあります。

北海道は専務隊として専門に活動していますが、県警によっては、兼務隊と言って普段は警察官とし活動をし、音楽隊活動があるときに招集されて演奏などを実施しているところもあります。

北海道警察は、道内のみの活動となります。

【委員質問】

みなさんは、以前から楽器を演奏していた方ですか。

【警察回答】

演奏している者は、全員学生時代等に吹奏楽等の経験をしている者となります。

【委員質問】

カラーガード隊の方は、何か経験をしている方ですか。

【警察回答】

チアリーディングの経験者もおりますが、全く経験のない者もあります。未経験者も訓練をして演技（ドリル）ができるようになっています。

4 次回の開催予定

令和6年12月中旬を予定しています。